

よくあるご質問

Q1.個人的(通院、人間ドック等)に受診した者も対象者数、受診者数に計上して良いか

A.個人的(通院、人間ドック等)に受診した方も対象者数、受診者数に算入してください。

Q2.間接撮影と直接撮影とは

A.健診バスで実施した場合は、間接撮影としてください。それ以外の方法で実施した場合はすべて直接撮影に計上して構いません。

Q3.妊娠等により受診出来ない場合は、対象者数に計上して良いのか

A.妊娠等により受診出来ない場合は、対象者数に算入しないでください。

Q4.どうして結核に係る定期の健康診断を行わなければならないのか

A.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により「(定期の健康診断)第53条の2 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第2条第3号に規定する事業者(以下この章及び第12章において「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。以下同じ。))の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下この章及び第12章において「施設」という。))の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))であって政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」と規定されています。

Q5.どうして報告しなければならないのか

A.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、「(通報又は報告)第53条の7 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断(第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を含む。))につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長(その場所が保健所を設置する市又は特別区の区域内であるときは、保健所長及び市長又は区長)を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」と規定されています。

Q6.どのような施設が報告の対象となるのか

A.感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第53条の2の規定により、学校、病院・診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等が対象となります。

学校において業務に従事する方は毎年度、大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校の学生、生徒(修業年限が1年未満のものを除く。))は入学した年度の実施が義務付けられています。

病院・診療所・助産所において業務に従事する者は毎年度の実施が義務付けられています。

介護医療院・介護老人保健施設において業務に従事する方は毎年度の実施が義務付けられています。

社会福祉施設において業務に従事する方は毎年度、65歳以上の入所者は65歳に達する日の属する年度以降、毎年度の実施が義務付けられています。

刑事施設における20歳以上の被収容者は20歳に達する日の属する年度以降、毎年度の実施が義務付けられています。

Q7.どのような学校が対象となるのか

A.学校教育法に定める学校のほか、専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く学校が対象となります。

Q8.どのような社会福祉施設が対象となるのか

A.社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設が対象となります。

第1号:生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設

第3号:老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

第4号:障害者総合支援法に基づく障害者支援施設

第5号:削除

第6号:売春防止法に基づく婦人保護施設